

新潟市住民基本台帳法施行規則等により市町村長が適当と認める書類等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号。以下「施行規則」という。）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年12月13日自治省令第28号。以下「住民票省令」という。）及び戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年12月13日法務省・自治省令第1号。以下「附票省令」という。）により市町村長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、規定により区長と読み替える規定がある場合は区長。以下同じ。）が適当と認めるもの、書類及び方法について必要な事項を定めるものとする。

（現に請求等の任に当たっている者等を特定する方法及び郵便等請求の方法）

第2条 施行規則第4条第2項、第8条第1号、住民票省令第2条第3項第1号、第5条第1号、第9条第2号、第11条第1号イ、附票省令第2条第1号、第6条第2号及び第8条第1号イに規定する市町村長が適当と認めるもの又は認める書類は、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。）第11条の2第1号に規定する書類とし、同号に定める数を必要とする。ただし、施行規則第4条第2項に規定する市町村長が適当と認めるものにあつては、戸籍法施行規則第11条の2第1号に規定する住民基本台帳カードを除く。

2 施行規則第8条第2号、住民票省令第5条第2号、第11条第1号ロ、附票省令第2条第2号及び第8条第1号ロに規定する市町村長が適当と認める書類は、戸籍法施行規則第11条の2第2号及び新潟市戸籍法施行規則により市町村長が適当と認める書類等に関する要領（平成20年5月1日施行。以下「戸籍要領」という。）第2条第1項及び同条第2項に規定する書類とし、戸籍法施行規則第11条の2第2号に定める書類の組み合わせ及び数を必要とする。ただし、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条第7項及び同法第12条の3第9項（第20条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求める場合にあつては、戸籍法施行規則第11条の2第2号イ及び戸籍要領第2条第1項に規定する書類のうち、いずれか1以上の書類の写しを必要とする。

3 住民票省令第2条第3項第2号に規定する市町村長が適当と認める書類は、戸籍法施行規則第11条の2第2号イ及び戸籍要領第2条第1項に規定するもののうち、いずれか1以上の書類とする。

4 施行規則第9条第1号に規定する市町村長が適当と認めるものは、戸籍法施行規則第11条の2第1号及び第2号イに規定する書類とし、施行規則第9条第2号に規定する市町村長が適当と認めるものは、戸籍要領第2条第1項に規定する書類とし、それぞれそのうち1以上の数を必要とする。ただし、戸籍法施行規則第11条の2第1号及び第2号に規定する住民基本台帳カードを除く。

5 施行規則第8条第2号に規定する本人であることを確認するため市町村長が適当と認める方法は、戸籍要領第2条第3項に規定する本人確認票の提出若しくは本人確認票の提出が困難な場合にあつては聴聞による方法とする。

6 住民票省令第5条第2号及び附票省令第2条第2号に規定する本人であることを確

認するため市町村長が適当と認める方法は、前項に規定する方法又は住民票省令第11条第2号若しくは附票省令第8条第2号に掲げる方法とし、住民票省令第11条第1号ロ及び附票省令第8条第1号ロに規定する本人であることを確認するため市町村長が適当と認める方法は、住民票省令第11条第2号若しくは附票省令第8条第2号に掲げる方法とする。

- 7 住民票省令第4条第1項、第10条第1項、附票省令第1条第1項及び第7条第1項に規定する市町村長が適当と認める書類は、任意の様式による書類（請求者の代理人又は申出者が特定事務受任者の場合にあつて、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等又は附票の写しの交付を申し出る書類（以下「統一請求書」という。）を提出する場合にあつては、その職印又は代表者印が押印されたものに限る。）とし、法第12条の3第1項の規定による住民票の写し等の交付の申出又は法第20条第3項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出にあつては、併せて法第12条の3第1項各号又は法第20条第3項各号に掲げる事項を明らかにする資料（以下「疎明資料等」という。）を提示又は提出し、法人の代表者が現に請求の任に当たっている場合にあつては、法人の役職員の資格を証する書面の写しを添えなければならない。
- 8 住民票省令第11条第2号及び附票省令第8条第2号に規定する市町村長が適当と認める方法は、住民票省令第11条第2号及び附票省令第8条第2号に掲げる方法のほか、現に申出の任に当たっている者が弁護士の場合であつて、当該弁護士が弁護士証を提示できないときは、申出時において弁護士会（日本弁護士連合会を含む。以下同じ。）が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表している場合に限って弁護士記章及び統一請求書に当該弁護士の職印又は代表者印が押されたものによって申し出る方法とする。
- 9 住民票省令第5条第3号及び附票省令第2条第3号に規定する市町村長が適当と認める方法は、戸籍法施行規則第11条の2第1号及び第2号イ並びに戸籍要領第2条第1項に規定する書類のうち、いずれか1以上の書類の写しを送付し、当該書類の写しに記載された現住所若しくは委任状に記載された住所を送付先に指定する方法又は管理する現に請求の任に当たっている者の戸籍の附票、又は住民票に記載された現住所を送付先に指定する方法とする。ただし、現に請求の任に当たっている者が本人等の場合であつて、本人等の勤務地若しくは居所が確認できる書類の写しを送付した場合にあつてはこの限りでない。
- 10 住民票省令第9条第3号及び附票省令第6条第3号に規定する市町村長が適当と認める方法は、当該各号に掲げる方法とする。ただし、現に請求に任に当たっている者の職名及び氏名が請求書に記載されている場合はこの限りでない。
- 11 住民票省令第11条第3号イ及び附票省令第8条第3号イに規定する市町村長が適当と認める方法は、戸籍法施行規則第11条の2第1号及び第2号イ並びに戸籍要領第2条第1項に規定する書類のうち、いずれか1以上の書類の写しを送付し、当該書類の写しに記載された現住所を送付先に指定する方法若しくは管理する現に請求の任に当たっている者の戸籍の附票、又は住民票に記載された現住所を送付先に指定する方法又は住民票省令第11条第4号若しくは附票省令第8条第4号に掲げる方法とする。
- 12 住民票省令第11条第3号ロ及び附票省令第8条第3号ロに規定する市町村長が適

当と認める書類は、法人の本店若しくは支店等主たる事務所の所在地を確認できる書類の写しとする。ただし、特定事務受任者の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認することができる方法により公表している場合はこの限りではない。

- 13 住民票省令第11条第3号ロ及び附票省令第8条第3号ロに規定する市町村長が適当と認める方法は、現に申出の任に当たっている者の戸籍法施行規則第11条の2第1号及び第2号イ並びに戸籍要領第2条第1項に規定する書類のうち、いずれか1以上の書類の写しを送付し、疎明資料等の写しに記載された当該法人の主たる事務所の所在地を送付すべき場所に指定する方法、若しくは当該法人の主たる事務所の所在地を確認することができる書類又は書類の写しを送付し、当該主たる事務所の所在地を送付すべき場所に指定する方法又は住民票省令第11条第4号若しくは附票省令第8条第4号に掲げる方法とする。

(請求等をする者の代理人等が権限を明らかにする方法)

- 第3条 住民票省令第6条第3号及び附票省令第3条第3号に規定する市町村長が適当と認める方法は、現に請求の任に当たっている者に請求をする権限が付与されていることを証する書類を提出若しくは提示する方法又は市内いずれかの区に戸籍簿があって、職員が戸籍簿により法定代理人であることを確認する方法とする。

- 2 住民票省令第12条第3号及び附票省令第9条第3号に規定する市町村長が適当と認める方法は、現に請求の任に当たっている者に請求をする権限が付与されていることを証する書類を提出若しくは提示する方法又は市内いずれかの区に戸籍簿があって、職員が戸籍簿により法定代理人であることを確認する方法とする。

- 3 施行規則第8条の3第3号に規定する市町村長が適当と認める方法は、第1項に規定する方法又は現に届出の任に当たっている者に届出をする権限が付与されていることを宣誓する書類を提出する方法とする。

(届出において明らかにする事項)

- 第4条 施行規則第8条の2に規定する市町村長が適当と認める事項は、氏名及び住所又は氏名及び出生の年月日とする。

附 則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。